

市有地の不動産証券化を活用した中学校給食提供事業者誘致事業
給食運営基本契約書

給食運営基本契約書

1 事業名称	市有地の不動産証券化を活用した中学校給食提供事業者誘致事業
2 対象地	豊中市原田中1丁目 10 番 1 号
2 契約期間(準備期間)	令和 7 年(2025 年)1月●●日から 令和 9 年(2027 年)12 月 31 日まで
3 契約期間(履行期間)	令和 10 年(2028 年)1 月 1 日から 令和 29 年(2047 年)12 月 31 日まで
4 契約金額	本契約に基づき別途締結される給食運営詳細契約により定めるものとする。

本事業について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な基本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書 2 通(豊中市教育委員会、事業者)を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年(年) 月 日

委託者 豊中市中桜塚3丁目1番1号
 豊中市教育委員会
 豊中市教育長

印

(給食提供事業者)

受託者 所在地
 商号又は名称
 代表者名

< 出資者 >

(事業者) 構成員(給食提供事業者)
 所在地
 商号又は名称
 代表者名

印

(事業者) 構成員(協力事業者)
 所在地
 商号又は名称
 代表者名

印

目次

1 総則	4
1-1 事業概要及び本契約の位置づけ	4
1-2 目的	4
1-3 用語の定義	4
1-4 総則	4
1-5 公共性及び民間事業の趣旨の尊重	5
1-6 規定の適用関係	5
1-7 指示等及び協議の書面主義	5
1-8 緊急時の対応	5
1-9 給食運営詳細契約との関係	5
1-10 契約の保証	6
1-11 事業日程及び事業費内訳	6
1-12 事業の概要	6
1-13 統括責任者	6
1-14 関係者協議会	7
1-15 実務担当組織	7
1-16 紛争の解決	7
1-17 解釈	7
1-18 責任の負担	7
1-19 権利義務の処分等	7
1-20 許認可等の手続	7
2 業務に関する変更	8
2-1 条件変更等	8
2-2 市の請求による要求水準書の変更	8
2-3 給食事業者の請求による要求水準書の変更	8
3 本施設の開業準備	9
3-1 本施設の開業準備業務の実施	9
3-2 給食提供業務計画書等の提出	9
3-3 従事職員の確保等	9
3-4 給食事業者による給食開始確認	10
3-5 市による運営体制等の確認及び給食開始確認書の交付	10
3-6 給食業務開始の遅延による違約金	10
4 運営	10
4-1 給食提供業務の実施	10
4-2 維持管理業務年間計画書及び給食提供業務年間計画書の提出	11
4-3 運営に関する第三者の使用	11
4-4 業務報告	11
4-5 調理業務	11
4-6 異物混入・食中毒等	11
4-7 本施設の修繕	12
4-8 損害等の発生(給食提供業務に伴う第三者に及ぼした損害)	13
4-9 モニタリング及び本契約未達成に関する手続	13
5 委託経費の支払	13
5-1 委託経費の支払	13

5-2	虚偽報告による委託経費の減額	13
5-3	委託経費の改定	13
5-4	委託経費の変更等に代える要求水準書の変更	13
6	契約期間及び契約の終了	14
6-1	契約期間	14
6-2	運営期間中の業務の承継(給食提供業務の承継)	14
7	契約の解除(給食事業者の責めに帰すべき事由による解除)	14
7-1	給食事業者の債務不履行による契約解除	14
7-2	開業準備期間開始後の解除	15
7-3	開業準備期間開始後の一部解除	15
7-4	給食事業者の責めに帰すべき事由による開業準備期間中の契約解除の場合の取扱い	15
7-5	給食事業者の責めに帰すべき事由による給食期間開始後の解除	15
7-6	開業準備期間開始後の一部解除に係る違約金	16
8	契約の解除(市の責めに帰すべき事由による解除)	16
8-1	市の債務不履行による契約解除	16
8-2	市の責めに帰すべき事由による開業準備期間中の契約解除の場合の取扱い	16
8-3	市の責めに帰すべき事由による給食期間開始後の解除の場合の取扱い	16
8-4	市の任意による解除	17
9	法令の変更	17
9-1	法令の変更	17
9-2	法令の変更による費用・損害の扱い	17
10	不可抗力等	17
10-1	不可抗力	17
10-2	不可抗力による増加費用・損害の扱い	18
11	その他	18
11-1	公租公課の負担	18
11-2	経営状況の報告	18
11-3	給食事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等	18
11-4	遅延損害金	18
11-5	著作物の利用及び著作権	18
11-6	著作権の侵害の防止	19
11-7	特許権等の使用	19
11-8	秘密保持	19
11-9	個人情報保護	20
12	本契約の変更	21
別紙1	用語の定義	22
別紙2	事業日程	23
別紙3	給食事業者の資本金及び株主構成	24
別紙4	業務の委託又は請負企業一覧	25
別紙5	保険	26
別紙6	委託経費の算出方法及び委託経費の支払方法	27
別紙7	モニタリング及び委託経費の減額	32

1総則

1-1事業概要及び本契約の位置づけ

市有地の不動産証券化を活用した中学校給食提供事業者誘致事業(以下「本事業」という。)は、豊中市が所有する土地(原田中1丁目94番1、94番3)(以下「当該敷地」という。)へ中学校給食を提供する事業者(以下、「給食事業者」という。)が工場を建造し、当該工場から中学校給食のコストを縮減しつつ安定供給することを本事業の第一の目的とする。

本事業の特殊性として給食事業者は、当該工場において中学校給食の提供を行うことを条件としているが、当該工場は本業務に妨げの無い範囲で活用し、経済活動を行うことを可能としており、このことにより地域経済の発展に寄与することを第二の目的とする。

市は、本事業を実施する民間事業者を選定することとし、令和●年●月●日に本事業の実施を担う民間事業者の候補である優先交渉権者として事業者を特定した。

市は、優先交渉権者との間で基本契約を令和●年●月●日に締結した。

本事業の実施に関する契約は、複数の案件が複合的に影響し、権利義務関係が複雑なため、市並びに信託会社、本事業を実施する給食事業者及び運営事業者との間において、基本契約を基準に、関係者を定義し次の契約を締結し構成するものとする。

本契約は中学校給食の提供に係る基本的な事項を定めるものとする。

1-2目的

給食運営基本契約(以下、「本契約」という。)は、市と給食事業者とが相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

1-3用語の定義

- 1 使用する用語の定義は、別紙1に定めるところによるほか、各契約、募集要項等及び要求水準書(仕様書)に定義されるところに従うものとする。
- 2 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のために付すものであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

1-4総則

- 1 市及び給食事業者は、本契約の各規定に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。募集要項等、要求水準書及び事業者提案は本契約と一体となり本契約の一部を構成するものとする。
- 2 給食事業者は、自らの責任及び費用において事業日程に従って行うものとし、市は別途給食運営詳細契約において詳細な費用を定め、市は、関係契約に特段の定めのある場合を除き、給食事業者に生じた増加費用及び損害を負担しない。
- 3 市は、本契約に基づいて生じた給食事業者に対する債権及び債務を法令の規定により対当額で相殺することができる。本契約の他のいかなる規定も、かかる市の相殺権の範囲、時期又は方法を制限するものではない。
- 4 本事業を履行するために必要な一切の手段については、本契約に特別の定めがある場合を除き、給食事業者がその責任において定める。
- 5 本契約の履行に関して市及び給食事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約の履行に関して市及び給食事業者の間で用いる計量単位は、事業契約に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- 8 本契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

- 9 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 本契約に係る訴訟については、大阪地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

1-5公共性及び民間事業の趣旨の尊重

- 1 市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 給食事業者は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

1-6規定の適用関係

- 1 本事業における経営管理に係る権利義務については、基本契約の規定が適用されることにより、市と給食事業者との間において生じるものとし、基本契約、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。
- 2 本事業における給食提供業務に係る権利義務については、基本契約及び本契約の規定が適用されることにより、市と給食事業者との間において生じるものとし、基本契約、本契約、要求水準書及び事業者提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本契約、本契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。
- 3 1-6-1、1-6-2の規定にかかわらず、要求水準書と事業者提案の記載内容に差異がある場合は、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回るときに限り、事業者提案に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用され、当該水準が要求水準になるものとする。

1-7指示等及び協議の書面主義

- 1 各事業契約に基づき指示、請求、通知、報告、申出、承諾、確認、要請、質問、回答、改善勧告及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。ただし、市が必要と認める場合は、この限りでない。市及び給食事業者は、本契約の他の条項に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録する。
- 2 市及び給食事業者は、本契約の他の条項に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録する。

1-8緊急時の対応

緊急やむを得ない事情があると認める場合は、市及び事業者等は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、市及び事業者等は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付する。

1-9給食運営詳細契約との関係

- 1 本契約は別途締結する給食運営詳細契約の上位契約となり本契約で定める目的は次のとおりとなる。
 - (1) 契約の保証
 - (2) 給食提供の方法
 - (3) 委託経費の計算方法
- 2 給食運営詳細契約で定める主な事項は次のとおりとなる。

- (1) 契約の保証
- (2) 給食提供校数、給食提供日数、給食提供食数の整理
- (3) 詳細な委託経費の計算方法及び支払い方法

1-10 契約の保証

- 1 給食事業者は、運営期間にわたり、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
この場合において、1-10-1(3)に掲げる保証を付した場合は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 1-10-1の保証に係る契約保証金の額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、給食詳細契約における委託経費推定総額(変動費は予定される提供給食数に基づき算定する。以下本条において同じ。)の100分の10以上の額としなければならない。
- 3 1-10-1の規定により、給食事業者が1-10-1(2)に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、1-10-1(3)に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 委託経費の変更があった場合は、保証の額が変更後の委託経費推定総額の100分の10に達するまで、市は保証の額の増額を、給食事業者は保証の額の減額を、それぞれ請求することができる。

1-11 事業日程及び事業費内訳

- 1 本事業の事業期間は、基本契約の締結の日から解除その他期間満了以外の理由により基本契約の効力を失った日又は令和29年(2047年)12月31日までのいずれか早い日に終了するものとし、事業日程については別紙2に示すとおりとする。ただし、事業日程は1-11-3に掲げる協議内容により、関係契約の整理が整った場合は変更できるものとする。
- 2 本施設の施設整備期間は、本契約の締結の日から、中学校給食の供用開始(準備期間も含む)までに間に合わせなくてはならない。
- 3 本施設の給食提供の開始が、天災等市及び事業者等の瑕疵によらない事由により令和●年●月●日より遅れるときは、これに従い運営期間の開始日の協議ができるものとする。
- 4 給食事業者は、提案内容、本契約に基づき事業費内訳書及び詳細事業日程表を作成し、市に提出しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。
- 5 詳細事業日程表は、市及び給食事業者を拘束するものではない。

1-12 事業の概要

給食事業者は、給食提供業務及びこれに付随又は関連する一切の業務を行う。

1-13 統括責任者

- 1 給食事業者は、業務について総合的な調整を行う統括責任者及び業務責任者を、本契約の締結後速やか配置し、市に通知する。統括責任者又は業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、統括責任者及び業務責任者の選任及び変更の要件は募集要項等の規定に従う。
- 2 市は、1-13-1に基づき配置又は変更された統括責任者又は業務責任者が、募集要項等に定める基準に合致していない等、合理的な理由がある場合には、30日以上の猶予期間を設けて、当該統括責任者又は業務責任者を変更するよう給食事業者に求めることができる。

1-14関係者協議会

市及び事業者は、本事業に関する協議を行うことを目的とした関係者協議会を設置する。関係者協議会の協議事項、構成員、開催手続その他の事項に関する詳細は、市と事業者が協議して定める。

1-15実務担当組織

市及び事業者は、運営業務に携わる実務担当者から構成される関係者協議会の下部組織を設置し、運営事業が滞りなく運営できるよう、定期的に情報共有し本事業に係る問題の調整に取り組むものとする。

1-16紛争の解決

事業契約に係る事項で決定を要する場合で、関係者協議会及びその下部組織における協議が調わなかった場合、最終的な決定権は市が持つこととする。ただし、市は、決定に当たり、事業者の意見を合理的な範囲において十分に聞くこととする。

市及び事業者は、関係者協議会及びその下部組織による協議において、合理的に必要があると認めるときは、出席者として予定される者以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

1-17解釈

- 1 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、市及び給食事業者が誠実に協議の上、これを定める。
- 2 本契約、基本契約、給食運営詳細契約、募集要項等に関する質問に対する回答、募集要項、要求水準書及び事業者提案の記載に齟齬がある場合には、基本契約、本契約、給食運営詳細契約、募集要項等に関する質問に対する回答、募集要項、要求水準書及び事業者提案(ただし、事業者提案の内容が、募集要項等に関する質問に対する回答、募集要項及び要求水準書で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関しての事業者提案はこれらすべてに優先する。)の順にその解釈が優先する。

1-18責任の負担

給食事業者は、本契約において別段の定めのある場合を除き、給食事業者の本事業実施に関する市による確認、承認又は立会若しくは給食事業者からの市に対する報告、通知又は説明を理由として、いかなる本契約上の責任も免れず、当該確認、承認又は立会若しくは報告、通知又は説明を理由として、市は何ら新たな責任を負担しない。

1-19権利義務の処分等

給食事業者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

1-20許認可等の手続

- 1 本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可は、給食事業者がその責任及び費用負担において取得し、有効に維持する。また、給食事業者が本契約に基づく義務を履行するため必要となる届出は、給食事業者の責任及び費用負担において作成し、提出する。市が許認可を取得し、又は届出をする必要がある場合には、市がこれを行うものとし、そのために給食事業者に対し協力を求めた場合には、給食事業者はこれに応ずる。
- 2 給食事業者は、許認可の申請又は届出を行ったときは、市に対し速やかに報告を行い、市からの要求に応じ、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持していることを証する書面の写しを市に提

出する。

- 3 市は、許認可の取得又は届出について、給食事業者から書面による協力の要請を受けた場合には、必要に応じ合理的な範囲で協力を行う。
- 4 給食事業者は、自らの許認可の取得若しくは届出の遅延により本事業の実施について増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害を負担する。ただし、法令の変更又は不可抗力により遅延した場合には、10-2 に従う。
- 5 市は、自らの許認可の取得又は届出の遅延により給食事業者の本事業の実施について増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害を負担する。ただし、法令の変更又は不可抗力により遅延した場合には、10-2 に従う。
- 6 本事業を遂行する事業者、これらの者から委託を受けた者及びこれらの使用人が、本事業の遂行に当たって申請又は届出をするべき許認可がある場合、給食事業者は、かかる申請又は届出が行われたときに、市に対し速やかに報告を行い、市からの要求に応じ、当該許認可を取得又は完了し、有効に維持していることを証する書面の写しを市に提出する。

2業務に関する変更

2-1条件変更等

- 1 給食事業者は、本事業を実施するに当たり、要求水準書の誤謬があることを発見したときは、その旨を直ちに市に通知しなければならない。
- 2 市は、2-1-1 に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を給食事業者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。

2-2市の請求による要求水準書の変更

- 1 市は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を給食事業者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。
- 2 給食事業者は、2-1 又は 2-2-1 の通知を受けたときは、14 日以内に、市に対して次に掲げる事項を通知し、市と協議を行わなければならない。
 - (1) 要求水準書の変更に対する意見
 - (2) 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
 - (3) 要求水準書の変更に伴う委託経費の変更の有無
- 3 2-1 又は 2-2-1 の通知の日から 14 日以内に給食事業者から市に対して 2-2-2 に基づく通知がなされない場合は、給食事業者から市への通知の日から 14 日を経過しても協議が整わない場合において、市は、必要があると認めるときは、要求水準書、事業日程又は委託経費を変更し、給食事業者に通知することができる。この場合において、給食事業者に増加費用又は損害が発生したときは、市は必要な範囲で当該費用及び損害を負担しなければならない。ただし、給食事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。

2-3給食事業者の請求による要求水準書の変更

- 1 給食事業者は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を市に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。
 - (1) 要求水準書の変更の内容
 - (2) 要求水準書の変更の理由
 - (3) 給食事業者が求める要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
 - (4) 給食事業者が求める要求水準書の変更に伴う委託料の変更の有無

- 2 市は、2-3-1 の通知を受けたときは、14 日以内に、給食事業者に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、給食事業者と協議を行わなければならない。
- 3 2-3-2 の通知の日から 14 日を経過しても協議が整わない場合には、市は、要求水準書、事業日程又は委託経費の変更について合理的な変更案を定め、給食事業者に通知する。
- 4 給食事業者は、新たな技術の導入等により本事業にかかる費用の減少が可能である場合、提案を市に対し積極的に行うものとする。

3本施設の開業準備

3-1本施設の開業準備業務の実施

- 1 給食事業者は、開業準備期間中に、給食提供業務の遂行に必要な研修及び訓練を各業務の従事者に対し実施し、本契約に従って給食提供業務を遂行することが可能な業務体制を整えることを目的として、開業準備業務を行う。
- 2 給食事業者は、開業準備業務を開始するまでに、開業準備業務計画書を作成した上、市に提出して市の承諾を得なければならない。
- 3 給食事業者は、自らの責任及び費用負担において、開業準備業務を開始するまでに、別紙5に規定する保険に加入しなければならない。

3-2給食提供業務計画書等の提出

- 1 給食事業者は、要求水準書の定めるところにより、給食提供業務計画書等を作成し、これらの書類が本契約に適合するものであることについて、市の確認を受けなければならない。
- 2 給食事業者は、給食提供業務計画書等を要求水準書等に定める日までに、市に提出しなければならない。
- 3 市は、3-2-1 の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から 14 日以内に、給食提供業務計画書等の内容が本契約に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて本契約に適合することを確認したときは、その旨を給食事業者に通知しなければならない。
- 4 市は、3-2-3 の場合において、給食提供業務計画書等の内容が本契約の規定に適合しないことを認めたととき、又は給食提供業務計画書等の記載が本契約に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して給食事業者に通知しなければならない。
- 5 給食事業者は、3-2-4、2-2 又は 2-3 の通知を受けた場合においては、その責任において、給食提供業務計画書等の修正その他の必要な措置を行い、3-2-3 の市の確認を受けるものとする。ただし、3-2-4、2-2 又は 2-3 の通知に対して給食事業者が給食提供業務計画書等を修正する必要がない旨の意見を述べた場合において、給食提供業務計画書等を修正しないことが適切であると市が認めたとときは、この限りでない。この場合において、市は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 3-2-5 の規定に基づく給食提供業務計画書等の修正その他の必要な措置に要する費用は、3-2-4 又は 2-3 の通知を受けた場合においては給食事業者の負担とし、2-2 の通知を受けた場合においては市の負担とする。
- 7 給食事業者は、3-2-3 の確認を受けた給食提供業務計画書等を変更しようとする場合においては、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。
- 8 本条に規定する手続は、給食事業者の給食提供業務に関する責任を軽減又は免除するものではない。

3-3従事職員の確保等

- 1 給食事業者は、給食提供業務に従事する者(以下「従事職員」という。)の名簿を運営開始予定日

の1ヶ月前までに市に提出しなければならない。

- 1 従事職員に異動があった場合には、異動後の従事職員について、それぞれ適用する。
- 3 市は、給食提供業務を行うことが不相当と認める従事職員の交代について、給食事業者に対し、その理由を示し、指示することができる。

3-4給食事業者による給食開始確認

- 1 給食事業者は、給食提供業務のための体制、給食提供業務計画書等が整備され、本契約を満たすことができることを確認した場合は書面にて市に報告する。
- 2 給食事業者は、3-4-1の資料の報告時に、検査を行い、その結果を、給食事業者において適切と判断する証憑を添えて、3-4-1の報告と同時に市に報告する。

3-5市による運営体制等の確認及び給食開始確認書の交付

- 1 市は、3-4の報告を受けた後20日以内に、規定した事項を市側でも確認する。
- 2 市が確認を行った結果、給食事業者の体制等に、本契約を満たしていない点があった場合には、給食事業者に対し、是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善に係る費用は、給食事業者が負担する。
- 3 3-5-1の確認は、3-4に基づく給食事業者の報告の確認、その他市が合理的に適切と認める方法により行う。
- 4 市は、3-5-1の確認を行った結果、給食提供業務の開始に関する給食事業者の判断に対し特段異議がない場合には、給食事業者に対し、遅滞なく給食開始確認書を交付する。
- 5 給食事業者は、市が給食開始確認書を交付したことをもって、給食提供業務その他本事業に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

3-6給食業務開始の遅延による違約金

給食事業者の責めに帰すべき事由により、3-5-4に規定する給食開始確認書の交付が給食業務開始予定日より遅延した場合には、給食事業者は、給食業務開始予定日から給食開始確認書が交付された日までの間(両端日を含む。)に応じ、想定される委託経費の年間合計額を元本として豊中市財務規則(昭和46年9月1日規則第29号)に定める率を乗じて計算した額の違約金を市に支払う。

4運営

4-1給食提供業務の実施

- 1 給食事業者は、3-5-4に規定する給食開始確認書が交付された日又は運営開始予定日のいずれか遅い日から令和29年12月31日まで、自らの責任と費用負担において、適用ある法令を遵守の上、本契約等に定める条件に従い、給食提供業務を行う。
- 2 給食提供業務について、給食事業者に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき事由により、給食提供業務について増加費用及び損害が発生した場合には、市が当該増加費用及び損害を負担する(ただし、逸失利益については負担しない。)
 - (2) 給食事業者の責めに帰すべき事由により、給食提供業務について増加費用及び損害が発生した場合には、給食事業者が当該増加費用及び損害を負担する。
 - (3) 法令の変更又は不可抗力により、給食提供業務について増加費用又は損害が発生した場合には、10-2に従う。
- 3 給食事業者は、自らの責任及び費用負担において、運営期間中、別紙5に規定する保険に加入しなければならない。

4-2維持管理業務年間計画書及び給食提供業務年間計画書の提出

- 1 給食事業者は、運営開始の属する事業年度の次年度以降の各事業年度について、要求水準書等に定める日までに、市と協議の上、当該事業年度にかかる維持管理業務年間計画書及び給食提供業務年間計画書を作成し、市の確認を受けなければならない。
- 2 給食事業者は、本契約に従った給食提供業務を行うため、維持管理業務年間計画書及び給食提供業務年間計画書に従って、給食提供業務に係る各業務を実施する。
- 3 給食事業者は、給食提供業務計画書等、並びに維持管理業務年間計画書及び給食提供業務年間計画書に従ったことのみをもって、給食提供業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

4-3運営に関する第三者の使用

- 1 給食事業者は、給食提供業務の一部を再委託するにあたり、市の承諾を受けた場合に限り、給食提供業務の一部を第三者に再委託することができる。
- 2 給食提供業務の一部を受託した者が更に当該業務の一部を他の第三者に再委託する場合には、給食事業者は、市に対し、速やかにその旨を通知し、市の承諾を受けなければならない。
- 3 給食提供業務の委託は、全て給食事業者の責任において行うものとし、その原因及び結果のいかんにかかわらず、給食事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 給食事業者が、4-3-1、4-3-2 の給食提供業務の再委託を行った場合で、市が請求した場合、給食事業者は、当該再委託についての契約書の写しを、速やかに市に提出しなければならない。

4-4業務報告

- 1 給食事業者は、給食提供業務に関する業務日誌、月報、年間報告書(以下「業務報告書」という。)を作成し、報告書は要求水準書等に定める日以内に、市に提出する。また、給食事業者は、業務日誌を市の閲覧に供する。
- 2 給食事業者は、業務報告書のうち、業務日誌は5年間、月報、年間報告書は、運営期間の終了時まで保管する。
- 3 給食事業者は、運営期間中、市から給食提供業務の実施について報告を求められたときは、遅滞なく、市に報告しなければならない。

4-5調理業務

- 1 給食事業者は、提案内容、要求水準書に基づく給食の提供を行う。
- 2 給食事業者は、給食調理、学校への配送及び回収、学校での配膳を一体的に行うものとする。
- 3 給食事業者は、市が調達した食材により、市が作成した献立に基づいて給食調理を行う。
- 4 給食の提供方法は学校給食法に定める完全給食とし、主食、副食、汁物、牛乳の提供とする。
- 5 提供する給食の形態は、主食、副食、汁物を食缶からの配膳方式での提供、牛乳については紙パックの製品での提供とする。
- 6 市が、給食事業者に対し、献立、給食提供日、給食数及び給食配送校等を通知する方法は本契約に規定された方法とする。本契約に規定されていない詳細事項、具体的な運用上の取り扱い等は、市と給食事業者が別途協議して定めることができる。
- 7 市と給食事業者が協議して定めた事項は、書面により確認し、双方これを遵守するものとする。

4-6異物混入・食中毒等

- 1 給食事業者は、本契約に規定された事項、法令及び所轄官庁の指導、基準等を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって給食提供業務を実施し、安全な給食を提供しなければならない。
- 2 給食配送校等(給食を提供した学校その他給食を提供した全ての提供先をいう。以下同じ。)にお

いて異物混入、食中毒その他給食の喫食に起因し又は喫食に影響を及ぼす重大な事故等(以下「食中毒等」という。)が発生した場合、給食事業者は自らの費用により、原因究明の調査を行い、その結果について市に報告するものとする。

- 3 給食配送校等において食中毒等が発生した場合であって、保健所等これを所管する官公庁によって原因究明等の調査等が行われる場合には、給食事業者は、自己の費用により、当該調査等に協力するものとする。
- 4 給食事業者の調理した給食の喫食が原因で第三者に損害を与えた場合、給食事業者はこれを賠償するものとし、市が当該第三者に対し損害金を支払又は損害賠償義務等を負担したときは、市の請求により当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、給食事業者がその責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し市の承諾を得た場合には、市に対して当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払う義務を負わないものとする。
- 5 給食の喫食が原因で第三者に損害が生じた場合における、運営ができない期間の委託経費のうちの運営に係る対価の支払及び損害賠償(市が給食事業者に対して求償できるものを除く。)は、以下のとおりとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき事由による場合、運営に係る対価については、本施設の運営ができない期間において給食事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、給食事業者の市に対する損害賠償請求を妨げない。
 - (2) 市及び給食事業者の責めに帰すことのできない事由による場合、及び給食事業者が原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、原因究明につき 4-6-4 の市の承諾を得た場合、運営に係る対価については、本施設の運営ができない期間において給食事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、市又は給食事業者は相手方に対する損害賠償義務を負わないものとする。
 - (3) 上記 4-6-5(1)及び(2)以外の場合、本施設の運営ができなかった期間の運営に係る対価の固定費のうち別紙6、に記載される運営に係る対価(委託料)のうち委託料A及び委託料Bの内施設維持管理費のみを支払うものとし、かつ、市の給食事業者に対する損害賠償請求を妨げない。
- 6 4-6-5 の場合で、市若しくは給食事業者のいずれの責めに帰すべき事由によるものが判明しないとき又は原因不明の結果に関して市の承諾が得られないときは、市は、給食事業者に対し、給食事業者の請求に基づき運営に係る対価について、運営ができない期間において給食事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとする。かかる支払の後、食中毒等が給食事業者の事由によるものであることが判明した場合には、給食事業者は支払を受けた運営に係る対価のうち給食提供業務に係る部分及び別紙6の定めに従い減額又は支払留保されるべきであった金額を、市に返還するものとする。

4-7本施設の修繕

- 1 給食事業者は、自己の費用及び責任において本契約及び維持管理業務計画書に定める本施設の修繕又は設備の更新を行う。
- 2 給食事業者は、本施設の修繕又は設備の更新を行う場合には、必要に応じて使用した設計図、完成図等の書面を速やかに市に提出する。
- 3 要求水準書の変更等市の責めに帰すべき事由により、維持管理業務計画書に記載のない本施設の修繕又は設備の更新を行った場合には、市はこれに伴う増加費用を負担する。なお、その発生の回避が給食事業者の業務の範囲内であるときは給食事業者の責めに帰すべき事由と推定する。

4-8損害等の発生(給食提供業務に伴う第三者に及ぼした損害)

- 1 給食事業者が給食提供業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、給食事業者がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。
- 2 給食事業者が負担すべき第三者に対する損害を、市が賠償した場合、市は給食事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。給食事業者は、市から請求を受けた場合、速やかに支払わなければならない。

4-9モニタリング及び本契約未達成に関する手続

- 1 市は、別紙7により給食提供業務の各業務につきモニタリングを行う。
- 2 給食事業者は、モニタリングの結果、給食提供業務の遂行が本契約の内容を満たしていないことが確認された場合には、別紙7に従って、各業務についての改善計画書を作成し、業務の改善を行わなければならない。

5委託経費の支払

5-1委託経費の支払

- 1 市は、本契約に基づく給食事業者の債務履行の対価として、別紙6の支払方法により、委託経費を支払う。
- 2 市は、モニタリングの結果、本契約の内容を満たしていないと判断した場合には、別紙7に従って、委託経費を減額する。

5-2虚偽報告による委託経費の減額

業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合には、給食事業者は、当該虚偽記載がなければ市が 5-1 の規定により委託経費を減額することができた額について、市に返還しなければならない。

5-3委託経費の改定

金利変動及び物価変動に伴う委託経費の改定を別紙6により行う。

5-4委託経費の変更等に代える要求水準書の変更

- 1 市は、本契約の規定により委託経費を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託経費の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書を変更することができる。
- 2 給食事業者は、本契約の規定により委託経費を減額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、委託経費の減額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書の変更その他の給食事業者による委託内容の向上を提案することができる。
- 3 5-4-1 又は 5-4-2 の場合において、要求水準書の変更内容は、市と給食事業者が協議して定める。ただし、協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合には、市が定め、給食事業者に通知する。
- 4 協議開始の日については、市が給食事業者の意見を聴いて定め、給食事業者に通知しなければならない。ただし、市が委託経費を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、給食事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

6 契約期間及び契約の終了

6-1 契約期間

- 1 本契約は、契約締結日から効力を生じ、本契約及び関係契約の定めに従い解除又は延長されない限り、令和 29 年 12 月 31 日をもって終了する。
- 2 給食事業者は、運営期間満了までの間、給食提供業務について本契約の内容を満たす義務を負う。

6-2 運営期間中の業務の承継(給食提供業務の承継)

- 1 市及び給食事業者は、運営期間の終了に際して、市又は市の指定する第三者に対する給食提供業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、運営期間満了の1年前から協議を開始する。

7 契約の解除(給食事業者の責めに帰すべき事由による解除)

7-1 給食事業者の債務不履行による契約解除

- 1 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、給食事業者に通知し、本契約の全部を解除することができる。
 - (1) 給食事業者が本事業の全部又は一部を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - (2) 給食事業者の取締役会において、給食事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者(給食事業者の取締役を含む。)によりこれらの申立てがなされたとき。
 - (3) 給食事業者が本事業若しくは本事業に係る入札手続に関して、重大な法令の違反をしたとき。
 - (4) 給食事業者が本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
 - (5) 給食事業者が基本契約の規定に反したとき。
 - (6) 給食事業者が、業務報告書に重大な虚偽の記載を行ったとき。
 - (7) 11-8 の秘密保持義務又は 11-9 の個人情報保護義務に重大な違反があったとき。
 - (8) 7-1-1(1)~(7)に掲げる場合のほか、給食事業者が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 市は、給食事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部を解除することができる。この場合において、解除により給食事業者に損害があっても、市はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 役員等(役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの(構成員とみなされる場合を含む。))、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標ぼうゴロその他これらに準ずる者(以下「暴力団構成員等」という。)であるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団構成員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (3) 暴力団又は暴力団構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
 - (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (5) 暴力団構成員等であることを知りながら、その者を雇用し又は使用していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用したとき、若しくは暴力団又は暴力団構成員等に資金援助又は便宜供与をしたと認められるとき。

- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (8) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が 7-1-2(1)～(7)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 給食事業者の各構成員又は各協力企業が、7-1-2(1)～(7)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(7-1-2(8)に該当する場合を除く。)に、市が給食事業者に対して当該契約の解除を求め、給食事業者がこれに従わなかったとき。

7-2 開業準備期間開始後の解除

- 1 開業準備期間開始後、給食事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事実が発生した場合には、市は、給食事業者に対し、相当の期間を定めてこれを改善すべき旨を通知する。この場合において、相当の期間内に改善がなされないときは、給食事業者に通知し、本契約の全部を解除することができる。
 - (1) 給食事業者が、連続して 30 日以上又は 1 年間に 60 日以上にわたり、本契約の内容に従った給食提供業務その他運営期間中の業務を行わないとき。
 - (2) 本契約の履行が困難となったとき。

7-3 開業準備期間開始後の一部解除

- 1 開業準備期間開始後、給食提供業務の一部について別紙7に定める解除事由が発生した場合には、市は、給食事業者に通知し、本契約の一部を解除することができる。
- 2 本契約の一部が解除された場合、当該解除がなされた四半期の運営に係る対価は、当該四半期のうち解除後の期間(解除した日を含む。)について解除の対象となった業務に対応する費用を日割計算した金額を減額した金額とする。

7-4 給食事業者の責めに帰すべき事由による開業準備期間中の契約解除の場合の取扱い

- 1 開業準備期間中に 7-1 又は 7-2 の規定により本契約が解除された場合には、給食事業者は、契約実施年度初年度の委託経費合計の 100 分の 10 に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として市に支払う。
- 2 市は、7-1 又は 7-2 に基づく解除以降、関係契約に関する契約を順次解消する。
- 3 7-4-1 の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、市は、増加費用及び損害が市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときは、その超過額について給食事業者に損害賠償を請求することができる。
- 4 給食事業者は、市又は市の指定する第三者に対する開業準備業務並びに給食の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、給食事業者が負担する。
- 5 契約の解除を原因として、給食事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、市は、給食事業者に協議を申し入れることができる。

7-5 給食事業者の責めに帰すべき事由による給食期間開始後の解除

- 1 給食期間開始後に本契約 7-1 又は 7-2 の規定により本契約が解除された場合には、給食事業者は、当該解除が生じた事業年度の前年度委託経費の合計(給食初年度に解除された場合は、初年度の委託経費の合計)の 100 分の 10 に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として市に支払う。
- 2 7-5-1 に規定される解除の場合において、市は、当該解除時点までに履行された給食提供業務のうち、対応する委託経費が支払われていない期間の運営に係る対価を支払う。

- 3 7-5-1 の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、市は、増加費用及び損害が市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときは、その超過額について給食事業者に損害賠償を請求することができ、7-5-2 の金額と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。
- 4 給食事業者は、市又は市の指定する第三者に対する給食提供業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、給食事業者が負担する。
- 5 7-5-1 に規定される解除を原因として、給食事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、市は、給食事業者に協議を申し入れることができる。

7-6開業準備期間開始後の一部解除に係る違約金

- 1 7-3 の規定により本契約の一部が解除された場合、給食事業者は、当該解除が生じた事業年度の委託経費の合計（運営初年度に解除された場合は、当該年度の委託経費の合計）の 100 分の 10 に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として市に支払わなければならない。ただし、本契約の一部解除後に、本契約の全部が解除された場合であって、給食事業者が 7-5 の規定に基づき市に違約金を支払う場合には、給食事業者は違約金の金額から、本項に基づいて既に支払った違約金の金額を差し引いて支払えば足りる。
- 2 7-6-1 に基づく違約金は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、市は、本契約の一部解除に起因して増加費用及び損害が市に発生した場合において当該増加費用及び損害が違約金の金額を超えるときは、その超過額について給食事業者に損害賠償を請求することができる。

8契約の解除(市の責めに帰すべき事由による解除)

8-1市の債務不履行による契約解除

- 1 市が、本契約に従って支払うべき委託経費の支払いを遅延し、給食事業者から催告を受けてから 60 日を経過しても当該支払義務を履行しない場合又は重要な義務違反により本事業の実施が困難となり、給食事業者が催告しても 60 日以内に是正しない場合には、給食事業者は本契約を解除することができる。
- 2 8-1-1 の規定により本契約が解除された場合の市からの支払等については、8-2 及び 8-3 の規定に従う。

8-2市の責めに帰すべき事由による開業準備期間中の契約解除の場合の取扱い

- 1 開業準備期間中に市が債権を発生させるような事があれば、市は給食提供に要する施設整備経費のうち、対応する委託経費が支払われていない期間の運営に係る対価の一部を協議の上定め支払うものとし、運営に関する経費は一年分の経費を上限とし協議の上算定し支払うものとする。

8-3市の責めに帰すべき事由による給食期間開始後の解除の場合の取扱い

- 1 給食期間開始後に 8-1 の規定により本契約が解除された場合において、市は給食提供に要する施設整備経費のうち、対応する委託経費が支払われていない期間の運営に係る対価の一部を協議の上定め支払うものとし、運営に関する経費は直近一年分の経費を上限とし協議の上算定し支払うものとする。
- 2 8-3-1 に規定される解除の場合において、当該解除により 8-3-1 の支払額とは別に給食事業者に増加費用又は損害が発生した場合、市は当該増加費用及び損害（給食事業者に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない増加費用及び損害は除く。）を負担する。
- 3 8-3-1 に規定される解除を原因として、給食事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、市は、給食事業者に協議を申し入れることができる。

8-4市の任意による解除

- 1 市は、本事業を継続する必要がなくなった場合又はその他市が必要と認める場合には、180 日以上前に給食事業者にその理由を書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。
- 2 本契約が解除された場合の他、解除に伴う市からの支払等については、8-3 に基づき本契約が解除された場合に準ずる。

9法令の変更

9-1法令の変更

- 1 給食事業者は、法令の変更により、本契約に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに市に対して通知しなければならない。
- 2 給食事業者は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における義務が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における履行義務を免れる。ただし、給食事業者は、法令の変更により市に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 市は、給食事業者から9-1-1の通知を受領した場合には、速やかに給食事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から90日以内に本契約の変更について合意が得られない場合には、市は、法令の変更への対応方法(運営開始予定日の変更を含む。)を給食事業者に通知し、給食事業者はこれに従い本事業を継続する。

9-2法令の変更による費用・損害の扱い

- 1 法令の変更により、給食事業者に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合には市が負担し、それ以外の法令の変更については給食事業者が負担する。なお、給食事業者の逸失利益にかかる増加費用及び損害については、次の各号にかかわらず、給食事業者が全て負担する。
 - (1) 食品工場の整備及び運営に関する法令の変更。ただし、当該法令のうち、食品工場の整備及び運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。
 - (2) 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更。
 - (3) 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの。
- 2 法令の変更により、本事業の実施について給食事業者の負担する費用が減少した場合、9-2-1に該当する場合には当該減少額に応じて委託経費の減額を行い、それ以外の法令の変更については委託経費の減額を行わない。

10不可抗力等

10-1不可抗力

- 1 給食事業者は、不可抗力の発生により、本契約に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに市に通知しなければならない。
- 2 給食事業者は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、給食事業者は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力により市に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 市は、給食事業者から10-1-1の通知を受領した場合には、速やかに給食事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から90日以内に本契約の変更について合意が得られない場合には、市は、不可抗力の対応方法を給食事業者に通知し、給食事業者はこれに従い本事業を継続する。

10-2 不可抗力による増加費用・損害の扱い

開業準備期間及び運営期間中に生じた不可抗力により、給食事業者に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生する場合には、合理的な増加費用額及び損害額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、事業年度の前年度の委託経費の合計（運営初年度の場合は、運営初年度の委託経費の合計）の 1000 分の 15 に至るまでは給食事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、給食事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、給食事業者の逸失利益にかかる増加費用及び損害については、給食事業者が全て負担する。

11 その他

11-1 公租公課の負担

- 1 本契約に基づく業務の遂行に関する租税は、全て給食事業者の負担とする。
- 2 市は、給食事業者に対して委託経費に係る消費税及び地方消費税を除き、一切租税を負担しない。

11-2 経営状況の報告

- 1 給食事業者の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、最初の事業年度については、給食事業者の設立の日から令和 10 年 3 月 31 日とする。
- 2 給食事業者は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、市に提出しなければならない。ただし、最初の事業年度については、本契約締結後速やかに提出するものとする。
- 3 給食事業者は、事業年度の末日から 3ヶ月以内に、公認会計士又は監査法人による監査を受けた計算書類等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 442 条第 1 項に規定する計算書類等をいう。）及び年度事業報告を市に提出しなければならない。
- 4 市は、11-2-2 又は 11-2-3 の規定に基づき提出された書類に記録された情報について、豊中市情報公開条例（平成 14 年 3 月 28 日豊中市条例第 3 号）その他の法令の規定の定めるところにより開示することができる。
- 5 市は、本事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その費用負担において、その指名する公認会計士又は監査法人に給食事業者の財務状況を調査させることができる。

11-3 給食事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等

本契約の規定により市が増加費用又は損害を負担し若しくは賠償する額は、本事業を行うため給食事業者が第三者と締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定、その他の契約終了又は変更時に支払うべき金銭債務に基づくものであるときは、当該第三者に現に生じた損害であって、通常生ずべきものの額に限る。

11-4 遅延損害金

市又は給食事業者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年 12 月 12 日）に定める率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に請求することができる。

11-5 著作物の利用及び著作権

市は、本事業に係る提案内容や、事業に要する報告書類など、市の裁量により無償で利用する権利（公表、改変、複製、展示、頒布、翻案する権利を含む。以下本条において同じ。）を有するも

のとし、その権利は、本契約の終了後も存続する。ただし、給食事業者固有の技術等に関する事項を市が使用するに際しては、給食事業者と協議を行うものとする。

11-6著作権の侵害の防止

- 1 給食事業者は、11-5 に規定する市により利用する権利の許諾等を受ける必要がある場合には、自らの責任及び費用負担において、市のために必要な許諾等を取得する。
- 2 給食事業者は、設計図書等の作成及び施設整備にかかる行為が第三者の著作権を侵害することにより第三者が受けた損害の賠償をしなければならないときは、給食事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。市が賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるための費用を負担したときには、給食事業者は、市に対し、市が負担した賠償額又は費用の全額を補償する。ただし、損害の発生が本契約等のいずれにも基づかない市の提案又は指示に起因する場合はこの限りではない。

11-7特許権等の使用

給食事業者は、特許権等の工業所有権の対象となる技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、当該使用が市の提案又は指示による場合はこの限りではない。

11-8秘密保持

- 1 給食事業者は、本事業に関して知り得た全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報
 - (6) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (7) 市が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
 - (8) 市が豊中市議会の請求に基づき開示する情報
- 2 給食事業者は、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
- 3 給食事業者から委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者による 11-8-1 及び 11-8-2 の違反は、給食事業者による違反とみなす。
- 4 給食事業者は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、市に本条と同等の守秘義務(法令上守秘義務を負う者は当該法令上の守秘義務で足りるものとする。)を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 5 11-8-4 の場合において、給食事業者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。
- 6 給食事業者は、本契約締結後直ちに、給食事業者から本事業の全部又は一部の委託を受けた者をして、秘密情報を漏らさない旨の誓約書(11-8-5 の内容の確認を含む。)を市に提出させなければならない。
- 7 給食事業者は、本事業に関して作成した各種計画書、報告書、資料その他一切の書類について、その保管場所を市に通知しなければならない。給食事業者は、保管場所について、市から変更その他の要求があった場合には、これに従わなければならない。

11-9個人情報保護

1 基本的事項

給食事業者は、個人情報その他の情報(以下「個人情報等」という。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

2 業務従事者への周知

給食事業者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報等の保護に必要な事項を周知しなければならない。

3 再委託の制限

給食事業者は、この契約による業務に関して再委託を行うときは、再委託を行う業務の範囲を明確にするとともに、書面により発注者に承諾を得なければならない。

4 給食事業者等の義務

給食事業者及びこの契約に従事している者又は従事していた者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

5 適切な管理

給食事業者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。発注者が別に指示したときは、当該指示の方法によるものとする。

6 収集の制限

給食事業者は、この契約による業務を行うために個人情報等を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 目的外利用・提供の禁止

給食事業者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

8 複写、複製の禁止

給食事業者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による業務を行うために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

9 資料等の返還等

給食事業者は、この契約による業務を履行するために、発注者から提供を受け、又は給食事業者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該指示の方法によるものとする。

10 廃棄

給食事業者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。給食事業者は、この契約完了後速やかに、当該情報等の廃棄等が完了した旨の報告書を発注者に提出しなければならない。

11 調査

発注者は、給食事業者が契約による業務の履行に当たり取り扱っている個人情報等の状況について、随時調査することができる。

12 事故発生時における報告

給食事業者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

12本契約の変更

本契約は、市及び給食事業者の書面による合意によってのみ変更することができる。

別紙1 用語の定義

使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

- 1 「委託経費」とは、本事業において基本契約、運営委託契約、要求水準書及び事業者提案に基づいて市が給食事業者に支払う給食提供業務を実施したことの対価の総額をいう。
- 2 「運営開始予定日」とは、令和10年1月1日をいう。
- 3 「運営期間」とは、開業準備業務の開始日から当該日以降の事業期間の終了日までの期間をいう。
- 4 「給食提供業務」とは、基本契約、給食運営委基本契約、要求水準書及び事業者提案に基づいて事業実施する業務をいう。
- 5 「経営管理」とは、基本協定、基本契約、要求水準書及び事業者提案に基づいて給食事業者が行う自らの経営管理をいう。
- 6 「事業期間」とは、基本契約の締結日を開始日(同日を含む。)とし、理由の如何を問わず基本契約が終了した日又は令和 年 月 日のいずれか早い方の日を終了日(同日を含む。)とする期間をいう。
- 7 「事業者提案」とは、本事業に関する応募手続において事業者が市に提出した本事業の実施に関する提案書類一式(入札手続のヒアリング等における回答を含む。)をいう。
- 8 「事業年度」とは、事業期間中の4月1日から翌年の3月31 日までの期間とし、初年度については給食事業者の設立日から最初に到来する3月31日までとする。
- 9 「募集要項等」とは、本事業に関する事業者募集手続において市が配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 10 「要求水準」とは、市が本事業の実施にあたり、事業者及び給食事業者に履行を求める水準をいう。なお、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は当該提案内容による水準を適用する。
- 11 「要求水準書」とは、本事業に関する事業者募集手続において市が配布した資料である「求水準書」及び当該資料に係る質問回答書をいう。

別紙2 事業日程

- 1 関係契約の締結 令和 年 月
- 2 基本契約(本契約)
- 3 開業準備期間
令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 4 給食業務開始予定日
令和10年1月1日
- 5 給食提供業務の終了(運営期間の終了日)
令和29年12月31日

※ 優先交渉権者の提案に基づいて記載する。

別紙3 給食事業者の資本金及び株主構成

給食事業者の資本金の額 円
給食事業者の発行済株式の総数 株
出資者(代表企業)
名 称
所在地
出資額 円
引き受ける株式の総数 株

出資者
名 称
所在地
出資額 円
引き受ける株式の総数 株

出資者
名 称
所在地
出資額 円
引き受ける株式の総数 株

※優先交渉権者の提案に基づいて記載する。
※事業者の構成によっては必要ない場合もある。

別紙4 業務の委託又は請負企業一覧

給食事業者から受託し、又は請け負う業務内容

別紙5 保険

給食事業者は、本契約が有効である間、以下の保険に加入する。なお、提案書類において、以下に記載する条件を超える提案が行われた場合には、給食事業者は、本契約が有効である間、事業者提案の条件の保険に加入する。また、給食事業者は、以下の保険契約が締結されたときは、その保険証券の写しを遅延なく市に提示し、かつ市の承諾なく保険契約及び保険金額その他の条件の変更若しくは解約をしてはならない。

第三者賠償責任保険(請負賠償責任保険及び生産物賠償責任保険)

保 険 者： 保険会社

被保険者： 給食事業者、給食事業者から本事業を請負又は受託する全ての者及びその全ての下請負人、並びに市

保険期間： 開業準備期間及び運営期間(期間中更新していくことは可とする。)

保険金額： 対人：1名あたり最大1億円、1事故あたり最大 10 億円

対物：1事故あたり最大 10 百万円

補償する損害： 本施設の使用又は管理及び本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損失

免責金額： 1事故あたり5万円以下

特 約： 被保険者交叉責任担保特約

市の要求する最低水準の保険のみ記載しています。提案書類において、上記条件を超える提案が行われた場合には、その提案内容を契約条件とします。

別紙6 委託経費の算出方法及び委託経費の支払方法

1 委託経費の算出方法

(1) 委託経費の構成

事業者が実施する施設整備に係る対価は、本契約に基づき支払われる「委託経費A施設整備費」とする。事業者が実施する運営に係る対価は、本契約に基づき支払われる「委託経費B工場稼働経費」、「委託経費C配送、配膳経費」及び「委託経費D年間諸経費」で構成される。

委託経費の構成

区分	委託経費(支払方法)	支払時期
施設整備費	委託経費A(20年分割払い)	運営期間中に四半期毎に支払う
給食提供経費	委託経費B(変動経費) 給食提供日数により変動	運営期間中に四半期毎に支払う
	委託経費C(変動経費) 配送校数、配膳日数により変動	運営期間中に四半期毎に支払う
	委託経費D(固定経費) 年間諸経費	運営期間中に四半期毎に支払う

(2) 施設整備に係る対価(委託経費A)

施設整備に係る対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

項目	区分	構成される費用の内容
施設整備(委託経費A)	施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備に係る設計経費 施設整備に係る手続きに要する経費 施設整備に係る工事費 金利等その他施設整備に要する経費

市は、施設整備に係る対価として、委託経費Aを、運営期間中に四半期毎に20年分割で、支払う。

(3) 運営に係る対価(委託経費B・C・D)

ア 運営に係る対価

運営に係る対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

項目	区分	構成される費用の内容
運営に係る対価(委託経費B・C・D)	給食業務費	<ul style="list-style-type: none"> 日常の検収補助及び食材保管業務 給食調理業務 洗浄等業務 配送及び回収業務 残渣等処理業務 運営備品等更新業務(ただし、食器等は除く。) 配送車両調達・維持管理業務 献立作成支援業務 光熱水費 他給食提供に要する経費
	維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> 建物維持管理業務 建築設備維持管理業務 調理設備維持管理業務 外構等維持管理業務

		<ul style="list-style-type: none"> ・清掃業務 ・他施設の維持管理に要する経費
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・運営期間中の保険料 ・一般管理費 ・法人税、法人の利益に対してかかる税金等 ・地代、アセットマネジメント経費等 ・その他運営に関して必要となる費用

イ 委託経費B(工場稼働経費)の算定基準

① 工場稼働経費の考え方

委託経費Bは、次の金額を加算した額とする。

- a. 事業者が提案する工場を稼働させる 1 日当たりの料金単価(消費税及び地方消費税を除く。以下において同じ。)に各四半期における給食提供日数を乗じた額
- b. 年間の給食提供日数が 160 日を下回る場合は、第 4 四半期の支払い時に、160 日から年間の工場稼働日を除した日数に 1 日当たりの料金単価を乗じた額
- c. 年間の給食提供日数が 190 日を上回る場合は、第 4 四半期の支払い時に、年間の給食提供日数から 190 日を除した日数の額は請求できない

② 提供対象者数等の増減に関する協議

市及び事業者は、給食期間中の各年度毎(5月1日時点)の提供対象者数(提供給食数の対象となる生徒等の合計数)が提案時算定用年間提供給食食数(1日あたり食数合計)の 5% 程度増減した場合又は学校等の数が増減した場合は、都度協議し適切な単価に調整する。

③ 提供給食数の定義

提供給食数には、生徒用、教職員用、試食用が含まれるものとし、市の検食用、事業者の検食用を含まない。なお、提供給食数に含まれない、市の検食用、事業者の検食用は、委託経費Bの固定料金部分に含まれるものとする。

委託経費に1円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。また、かかる委託経費をもとに計算した消費税及び地方消費税に端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。

④ 提供対象者数等の増減に関する協議

市及び事業者は、給食期間中の各年度毎(5月1日時点)の学校等の数が増減した場合又は配送範囲の変更をした場合は、B.の経費を都度協議し適切な単価に調整する。

⑤ 提供クラス数が増加するなど食缶等の運営備品等を新たに調達する必要がある場合については、市は調達費等について合理的な範囲で負担する。

⑥ 提供給食数の決定方法

生徒の転出入、教職員の異動、及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の 20 日(土・日・祝日の場合は直前の平日)までに、市から事業者に翌月の予定給食数の指示を行う。

また、提供日の 2 営業日前に、市から事業者を実施する給食数(以下「実施給食数」という)の報告を行う。

⑦ 変更給食数

予定給食数と実施給食数の差(以下「変更給食数」という。)はプラス 1,500 食以内を基本とする。変更給食数がプラス 1,500 食を超える場合、事業者は 1,500 食を超える部分について応諾しないことができるものとする。

ただし、提供日の2稼働日前よりも相当程度前までに、市から事業者に当該提供日の実施給食数の指示を行った場合の、変更給食数の取扱いについては、市と事業者で協議できるものとする。

ウ 委託経費C(配送、配膳経費)

- ① 給食提供に係る対価のうち、給食期間にわたり市が事業者に対して、提供校数や学校毎の給食実施日に応じて変動的に支払うものをいい、事業者が提案書類において提案した金額(単価)に基づき、給食提供日毎に確定する実施給食数及びの四半期毎の合計数に応じて支払う。

支払回数は年4回とし、第1四半期から第4四半期の各四半期において、算定基準によって算出される金額を支払う。

- ② 提供給食数の定義

提供給食数には、生徒用、教職員用、試食用が含まれるものとし、市の検食用、事業者の検食用を含まない。なお、提供給食数に含まれない、市の検食用、事業者の検食用は、委託経費Bの固定料金部分に含まれるものとする。

委託経費に1円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。また、かかる委託経費をもとに計算した消費税及び地方消費税に端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。

- ③ 提供対象者数等の増減に関する協議

市及び事業者は、給食期間中の各年度毎(5月1日時点)の学校等の数が増減した場合又は配送範囲が変更した場合は、B.の経費を都度協議し適切な単価に調整する。

エ 委託経費C(配送、配膳経費)の算定基準

- ① 変動経費の考え方

委託経費Cは、次の金額を加算した額とする。

- a. 事業者が提案する1校当たりの配送単価(消費税及び地方消費税を除く。以下本別紙において同じ。)に各四半期における給食実施校の給食提供日数を学校毎に乗じた額の合計額
- b. 事業者が提案する給食配膳員1人当たりの人件費単価(消費税及び地方消費税を除く。以下本別紙において同じ。)に各四半期における派遣人数と派遣日数を乗じた額

委託経費D(その他諸経費)

給食提供に係る対価のうち、給食期間にわたり市が事業者に対して固定的に支払うものをいい、事業者が提案書類において提案した金額に基づき、年度毎に固定された金額を支払う。

支払回数は年4回とし、第1四半期から第4四半期の各四半期において、年間支払額の4分の1相当額を、給食期間中支払う。

2 委託経費の支払方法について

(1) 委託経費の支払い方法について

市は、事業者に対して委託経費を、次の規定に基づき支払うものとする。

市は、事業者の給食提供業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、委託経費B、Cを支払う。

市は、事業者から毎月、月報及びセルフモニタリング報告書の提出を受け、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、四半期最終月の月報及びセルフモニタリング報告書の受領後10日以内に事業者へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に事業者は適法な請求書を発行し、その受領後30日以内に、市が支払いを行う。

(2) 委託経費の変更について

給食提供業務において、市が事業者に対して負担すべき追加費用の支払いは、かかる追加費用が工場の運営に係る場合は委託経費Bの増額をもって、学校への配送や学校での配膳に係る場合は委託経費Cの増額をもって行うことができる。また、事業者が市に対して負担すべき追加費用の支払いは、同様に委託経費B又は委託経費Cの減額をもって行うことができる。

なお、市が事業者に対して損害賠償を行う場合に関してはこの限りでない。

3 委託経費の改定

(1) 委託経費B(工場稼働経費)及び委託経費C(配送、配膳経費)の改定

ア 対象となる費用と参照指標

運営期間中の物価変動の改定の対象となる費用と改定に使用する指標は下表のとおりとする。

項目	費用	参照指標
委託経費B (工場稼働経費)	給食業務費相当額(光熱水費相当分)	消費者物価指数(総務省統計局) ・光熱 市統計 ・水道
	給食業務費相当額(燃料費相当分)	国内企業物価指数(日本銀行調査統計局) ・燃料油 ・石油・石炭製品
委託経費C (配送、配膳経費)	給食業務費相当額(光熱水費及び燃料費相当分を除く)	毎月勤労統計賃金指数(厚生労働省) ・就業形態別きままって支給する給与:一般労働者 30人以上
	その他費用	個別の改定は行わない 全体経費の率に対しての改定のみ行う

イ 改定方法

改定にあたっては、ウの計算方法に基づき給食運営詳細契約の更新時に改定する。なお、改定率に小数点第四位以下の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。物価改定は原則3年に1回とする

ウ 令和N年度の改定方法

令和N年度の委託経費は、令和X年9月(前回改定時)の指標と令和(N-1)年9月の指標とを比較して1.5%以上の変動があった場合、令和(N-1)年度の委託経費に、令和X年9月の指標と令和(N-1)年9月の指標に基づいて設定した改定率n(小数点第四位以下は切り捨てる。)を乗じて改定する。なお、第1回目の物価改定は、契約締結日の属する年度の9月とし指標により算定する。

計算方法:令和N年度の委託経費の改定方法

$$P_n = P_{(n-1)} \times n$$

P_n: 令和N年度の委託経費

P_(n-1): 令和(N-1)年度の委託経費

改定率 n: 令和N年度の改定率

$$= \text{令和(N-1)年9月の指標} / \text{令和X年9月(前回改定時)の指標}$$

ただし、「0.985 ≤ n ≤ 1.015」の場合、令和N年度の委託経費は改定しない。

4 委託経費の減額等

市は、本事業の実施に関する各業務等のモニタリングを行い、給食提供業務の実施状況について、本契約等に適合しない場合には、本契約等の規定に従い、事業者に対し業務改善及び復旧に関する勧告や委託経費の減額等の措置をとるものとする。

また、制度の変更等により予定していた業務が不要となった場合又は新たな業務を追加する場合は、市と事業者は協議を行うものとする。

5 委託経費の支払額(下記の対価には消費税及び地方消費税を含まない。)

(1) 施設整備に係る対価

ア 委託経費A 提案書の金額により、詳細は給食運営詳細契約において定める

(2) 給食提供に係る対価

ア 委託経費B(工場稼働経費)C(配送、配膳経費)D(その他諸経費) 提案書の金額により、詳細は給食運営詳細契約において定める

(3) 支払額

上記(1)は、令和 年 月 日に提出された提案書類に記載された金額を当てはめる。実際の支払額は、給食運営詳細契約において定めるものとし、上記(1)に物価変動、及び制度変更による増減並びに消費税及び地方消費税額を加算した額とする。

委託経費に1円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。また、かかる委託経費をもとに計算した消費税及び地方消費税に端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。

別紙7 モニタリング及び委託経費の減額

給食提供業務等に関するモニタリング及び給食提供業務等の不履行に対する委託経費の減額
手続等は以下のとおりとする。

なお、給食提供業務等の不履行に対しては、委託経費の減額措置等の他、業務に関する指導等
を随時行う。

1 給食提供業務等に関するモニタリングの方法

市はその費用負担において、事業期間中、給食提供業務等に関するモニタリングを行う。

(1) 日常モニタリング

市は、日常的に施設巡回による業務遂行状況の確認を行う。

(2) 定期モニタリング

市は、月1回、定期モニタリングを行う。定期モニタリングは、事業者が作成し提出した業務報
告書の内容を確認し、事業者の業務実施状況をチェックする等の方法により実施する。また、市
は必要に応じて施設巡回、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等を行い、事業者
の業務実施状況をチェックする。

(3) 随時モニタリング

市は、運営期間中、必要と認めるときは、随時モニタリングを実施する。随時モニタリングにお
いては、事業者に事前に通知した上で、運営について事業者に説明を求め、立会いの上確認す
ることができる。事業者は、当該説明及び確認の実施につき市に対して最大限の協力を行うもの
とする。

(4) 事業者からの業務報告書の提出

事業者は、本契約に定められた維持管理状況及び運営状況を正確に反映した業務報告書を作
成し、市に提出する。市は提出された業務報告書等の内容を確認する。

業務報告書等の提出時期は以下のとおりとする。

- ① 業務日誌等: 週ごと
- ② 月報、セルフモニタリング報告書: 毎月業務終了後 20 日以内
- ③ 年間報告書: 事業年度終了後 20 日以内

2 給食提供業務等が業務要求水準を満たしていない場合の措置

(1) 市は、モニタリングの結果、給食提供業務等の遂行が本契約等を満たしていないと判断した場
合、当該業務について本契約等を満たすよう指導等を行うとともに、一定期間内に改善策の
提案を求める。さらに、次回支払までの四半期間の累積減額ポイントが所定の水準を超過した
場合、委託経費の減額を行う。

(2) 3 事業年度内に 2 回の減額措置を経た後、更に業務不履行(減額ポイントの発生)があった場
合、市は、事業者と協議の上、給食運営詳細契約を更新しないことができる。

(3) 対象業務の改善が認められず委託経費の支払いの減額措置が行われる場合、又は事業者が
次回支払までの四半期間以内に市の要求する変更に応じない場合は、市は本契約を解除す
ることができる。

(4) 給食提供業務に関して、重大な食中毒等の発生(死者又は重症者の発生)や重大な食物アレ
ルギー対応の誤り(死者又は重症者の発生)等があった場合で、その帰責事由が事業者にあ

ることを市が確認した場合で、市の要求する給食事業者への対応要求に応じない場合は、市は本契約を解除することができる。

3 給食提供業務等において優れたサービスが提供された場合の措置

- (1) モニタリングの結果、給食提供業務等において、本契約等の水準を上回る水準の個別サービスが提供された場合には、当該期間中の減額ポイントの減算による救済措置を受けることができる。
- (2) 直前1年間について継続して良好なサービスが提供された実績がある場合には、当該期間中の減額ポイントが、減額が行われる基準に達した時点で、減額ポイントの減算による救済措置を受けることができる。2度目以降の救済措置適用については、直前の救済措置適用後1年間継続して良好なサービスが提供された実績がなければ適用しない。
- (3) 上記の減額ポイントの減算による救済措置は、給食提供を行う上で重大な問題が生じた場合(下記4(2)③に該当する場合)には適用できない。

4 減額の方法

(1) 減額の対象となる事態

給食提供業務等が本契約等に定めた要求水準を満たしていないと確認された場合には、減額ポイントを加算する。その減額ポイントの加算の後、次回支払までの四半期間の減額ポイントが一定値に達した場合には、委託経費の減額を行う。

給食提供業務等が本契約等に定めた要求水準を満たしていない場合とは、下表に示す事態と同等の事態をいう。

なお、事象の発生に応じた具体的な判断の基準、評価の尺度、モニタリングの方法、あるいは、事業者の提案内容に基づき新たに付加すべき事項等については、事業者の提案内容及び本契約に定める「給食提供業務計画書」等を踏まえ、運営期間が開始する日までに事業者と協議を行ったうえで設定することとする。

表 減額の対象となる事態

区分		基準	例示
業務不履行	レベル1	是正しなければ軽微な影響を及ぼすと想定される場合	<ul style="list-style-type: none"> 給食への軽微な異物混入(毛髪等) 給食提供業務の未実施、懈怠(レベル2に該当する場合を除く) 業務報告の不備 関係者への連絡不備
	レベル2	是正しなければ重大な影響を及ぼすと想定される場合	<ul style="list-style-type: none"> 給食への異物混入 衛生管理の不備 法定・定期点検の未実施、故障等の放置 安全措置の不備による事故の発生 故意又は長期にわたる関係者への連絡不備 給食提供業務従事者に関する重大な要求水準の未達 提案内容を満たさない人員配置の頻繁な発生(当該期間の運営日数の25%以上)
提供不全	レベル3	指定時刻に配送されなかった場合	指定時刻までに配送されず、生徒が所定の時刻から給食を喫食できなかった場合
	レベル4	給食の一部が提供されなかった場合	生徒が一部の献立を喫食できなかった場合(2品目以上喫食できなかった場合はレベル5とみなす) ただし、市が食材を発注している場合で直送品の場合は対象としない。
	レベル5	給食が提供されなかった場合	生徒が給食を喫食できなかった場合(アレルギー食の誤配送を含む)
その他重大な問題	レベルA	<ul style="list-style-type: none"> 虚偽報告が発覚した場合 人身事故が発生した場合 	
	レベルB	<ul style="list-style-type: none"> 異物混入により傷病者が発生した場合 食物アレルギー対応食の誤りにより傷病者が発生した場合 	
	レベルC	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒事故が発生した場合 	

(2)減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。

市は、日常モニタリング、定期モニタリング及び随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当月の減額ポイントを確定する。

① 業務不履行の場合(レベル1・2)

業務不履行の場合、業務不履行のレベルに応じて、以下のとおり減額ポイントを付与する。

区分		基準	減額ポイント
業務不履行	レベル1	是正しなければ軽微な影響を及ぼすと想定される場合	1
	レベル2	是正しなければ重大な影響を及ぼすと想定される場合	2

なお、同一の四半期において、同一事象につき、2回目の改善勧告が通知された場合は上記の減額ポイントの2倍、3回目の改善勧告が通知された場合は上記の減額ポイントの3倍を加算し、その後も同様に是正勧告の通知回数で乗じた減額ポイントを加算する。

② 提供不全の場合(レベル3・4・5)

提供不全の場合、提供不全により影響を受けた給食数のレベルに応じて、以下のとおり減額ポイ

ントを付与する

影響を受けた 給食数の割合※	減額ポイント		
	レベル3 (配送遅延)	レベル4 (一部未提供)	レベル5 (未提供)
1%未満(0%を含まず)	0.5	1	2
1%以上5%未満		2	4
5%以上10%未満	1	3	6
10%以上30%未満		4	8
30%以上	2	5	10

※影響を受けた給食数の割合＝提供不全食数÷当該日の提供給食予定数

③ その他重大な問題(レベルA・B・C)

上記に関わらず、その他重大な問題があった場合には、以下の減額ポイントを付与する。

ただし、市の指導に従い、速やかに改善措置を行った場合、その内容に基づき市と協議により減額ポイントを決めるものとする。

区分	基準	減額ポイント
レベルA	・虚偽報告が発覚した場合 ・人身事故が発生した場合	20
レベルB	・異物混入により傷病者が発生した場合 ・食物アレルギー対応食の誤りにより傷病者が発生した場合	30
レベルC	・食中毒事故が発生した場合	40

なお、虚偽の報告が発覚した場合で、当該内容が減額の対象となる事態に該当する場合は、各減額ポイントを合算するものとする。

また、食中毒事故が発生した場合で、営業停止期間を伴う場合(当該食中毒事故発生日、営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む。)であっても減額ポイントは食中毒事故につき40ポイントを超えないものとする。

(3) 減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となる事態と認められたとしても、以下のア又はイに該当する場合には減額ポイントを加算しない。

ア やむを得ない事由により減額対象となる事態が生じた場合で、かつ、事前に市に連絡があった場合。

イ 明らかに事業者の責めに帰さない事由によって減額対象となる事態が生じた場合。

(4) 優れたサービス提供に対して減額ポイントを減算する対象となる事態と減算方法

事業者が優れたサービスを提供した以下のア又はイに該当する場合には、事業者の求めに応じて減額ポイントを減算することがある。なお、減算による救済措置は、最大5ポイントとし、「その他重大な問題」が生じた場合には適用できないものとする。

ア モニタリングの結果、給食提供業務において、本契約等を上回る水準の個別サービスが提供された次に例示するような場合には、当該期間中の減額ポイントを最大5ポイント減算する救済措置を受けることができる。この場合に減算するポイント数は、業務日誌提出後14日以内

に事業者へ通知する。

- ① 食材の納入が遅れ、給食提供に影響が及ぶ可能性がある状況において、事業者が市に協力し、影響を最小限に食い止めた場合
- ② 不可抗力による災害に際して、事業者の創意工夫と努力によって、給食提供サービスを維持、あるいは速やかに復旧した場合 等

イ 直前1年間について3ヶ月毎の減額ポイントの合計が2点以下であった場合には、減額ポイントが5点を超過した時に救済措置として2点を減算できるものとする。2 度目以降の救済措置適用については、直前の救済措置適用後 1 年間継続して良好なサービスが提供された実績がなければ適用しない。

(5) 減額ポイントの支払額への反映

市は、モニタリングが終了し、減額ポイントを付与する場合には、事業者へ減額ポイントを通知する。委託経費の支払に際しては、当該四半期の減額ポイントの合計を計算し、次表に従って四半期分の委託経費B及びCに相当する額に対し、該当する減額割合を乗じて減額の計算を行う。

市は、当該四半期に合計された減額ポイントを、当該期間のモニタリングにのみ用いるものとし、次の四半期に持ち越さない。

事業者は、必要に応じ減額の対象となった業務について、市に対し説明を行うことができるほか、減額について異議がある場合には、申立てを行うことができるものとする。この場合において、当該四半期の委託経費の支払時期までに減額ポイントを確定することが困難である場合は、減額ポイントを確定し、事業者へ通知した日の属する四半期に係る委託経費の支払額から減額を行う。

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	0%にて固定 ^{※1}	0%
5ポイント以上 10ポイント以下	5ポイントで減額率0.5%。 さらに5ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率0.5%増加。 10ポイントで減額率3%。	0.5%～3%
10ポイント超 30ポイント以下	さらに10ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率1%増加。 30ポイントで減額率23%。	3%～23%
30ポイント超 40ポイント以下	さらに30ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率1.5%増加。 40ポイントで減額率38%。	24.5%～38%
40ポイント超	40%にて固定	40% (さらに当該四半期分の給食提供業務に係る対価の支払停止 ^{※2})

※1: 支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが20ポイント以下となった四半期分のサービス対価に、支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後の委託経費を加算して支払う。

委託経費の減額は、本契約別紙6で算定した委託経費B及び委託経費Cそれぞれに減額割合を乗じた額とする。

消費税及び地方消費税を除く減額する額に一円未満の端数が生じた場合、その端数金額を

切り上げる。また、かかる委託経費Cをもとに計算した消費税及び地方消費税に端数が生じた場合、その端数金額を切り上げる。

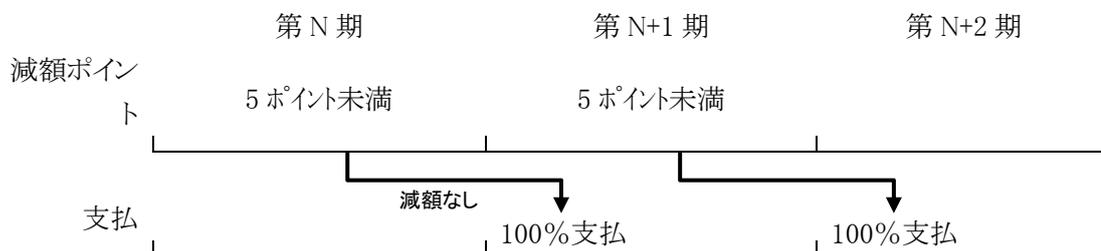
(6)減額ポイントの連続発生に伴う措置

2四半期連続して減額ポイントの合計が 21 以上となった場合、市は、上記(5)の委託経費の減額措置に加え、当該連続する四半期の委託経費の支払いを停止する。

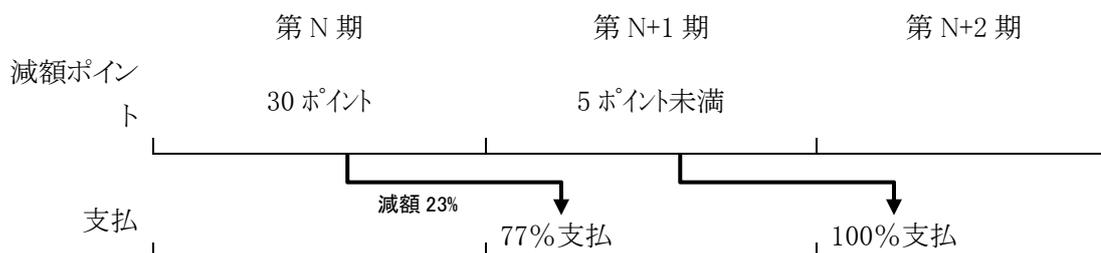
この場合、当該連続する四半期以降の四半期において、減額ポイントが 20 ポイント以下となった場合、減額ポイントが 20 ポイント以下となった四半期の委託経費に、支払い停止となった四半期の委託経費を加算して支払う。

【参考】減額と支払停止の関係

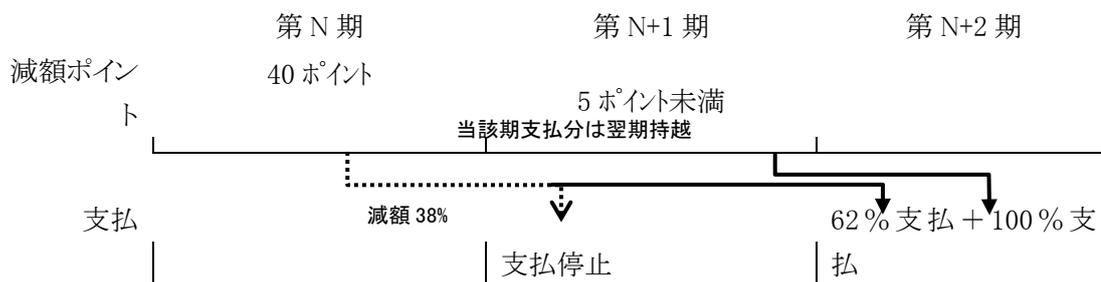
(例①) 第 N 期の減額ポイントが5ポイント未満の場合(第 N+1 期の減額ポイント5ポイント未満)



(例②) 第 N 期の減額ポイントが5~39ポイントの場合(第 N+1 期の減額ポイント5ポイント未満)



(例③) 第 N 期の減額ポイントが 40 ポイント以上の場合(第 N+1 期の減額ポイント5ポイント未満)



(例④) 減額ポイントの連続発生に伴う措置(第 N 期・第 N+1 期の減額ポイントが 21 ポイント以上の場合)

